

令和3年度 事業化促進支援事業の募集について

公益財団法人石川県産業創出支援機構

公益財団法人石川県産業創出支援機構では、県内企業が連携体で行うこれまでに取り組んだ研究開発成果の事業化に向けた評価・実証試験等の取り組みを支援することにより、事業化の促進を図ることを目的として、事業化促進支援事業を下記のとおり募集いたします。

記

1 補助対象となる事業

これまでに取り組んだ研究開発成果の「①事業化に向け実施する評価・実証試験」及び「②その販路開拓に向けた事業」に対して、補助金を交付します。

ただし、本補助金の交付を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

2 補助対象者

応募できる者は、「1 補助対象となる事業」を主体となって実施する者で、次の要件を満たす「連携体（単独申請は不可）」とします。

以下の①～③のいずれかに該当する企業を代表者（コア企業）とする、県内外の企業又は大学等による2者以上の連携体。なお、連携体メンバーは、補助対象事業の実施に関して、役割分担が明確かつその内容について合意済であること。

①：石川県内に本社のある企業

②：石川県内に事業本部又はそれに類する組織を持つ企業

（補助対象事業の開発成果の事業展開が当該組織で行われる場合に限る。）

③：石川県内に開発部門を有する企業

（補助対象事業の研究開発が当該開発部門で主体的に行われ、かつ開発成果が本県の産業政策上有効と認められるもの。）

※ 以下の企業等は連携体の構成企業として認められません

- ・建物の建設等を目的とした共同企業体
- ・製品の販売のみを目的とした商社・代理店等
- ・随時発生する物品等の購入先

※ 意見やアドバイス等をもらう場合は、連携体ではなく「アドバイザー」とし、経費は「技術指導費」として計上してください。

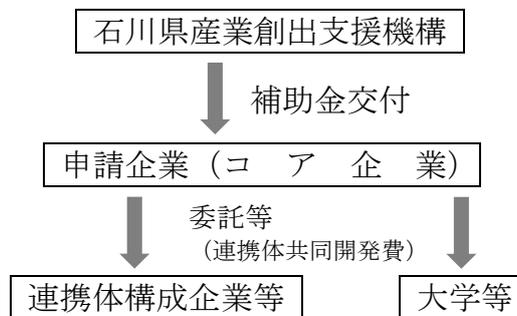
【申請主体について】

本事業は、申請企業自身が主体的に事業化等を行い、次世代産業の創造に資する事業を支援するものですので、申請企業は事業計画の作成及び実行に責任を持つ必要があります。申請企業に主体性が見られない場合は、記載内容に関わらず採択の対象とならないことがあるのでご注意ください。

【補助金の交付先について】

石川県産業創出支援機構からは、申請企業（コア企業）に対して補助金を交付します。

他の連携体企業等は、コア企業が「連携体共同開発費」として計上した経費の中から委託費等として補助金を受領することとなります。



3 補助率・補助限度額・補助対象期間

補助率	補助対象経費の 3分の2以内
補助限度額	10,000千円 ※千円単位とし、端数は切捨てます うち、販路開拓費は申請企業のみが計上可能で 上限2,000千円以内
補助対象期間	採択日・交付決定日（令和3年9月予定）から 最長で1年（令和4年8月予定）まで ※事業が年度をまたぐ場合は、年度ごとに補助金の交付手続き （交付申請、実績報告等）を行います。

なお、補助対象事業に関する製品の販売等の営利活動を行いたい場合は、それまでに補助事業を終了させる必要があります。

4 補助対象経費

(1) 補助対象経費

	費 目	内 容
評価・実証に要する経費	直接人件費	事業化に直接関与する者の作業時間に対する人件費 ※原則、(健保等級に対応する等級単価) × (作業時間) で計算
	連携体間旅費	連携体同士の打ち合わせにかかる旅費
	機械装置費	機械装置又は工具機器の購入、改良又は借用に要する経費 ※実証・評価に資する装置に限定します ※専用ソフトウェア、情報システム構築等も補助対象となります ※税抜単価10万円を超えるソフトウェア・ライセンスは「機械装置費」となります
	材料・消耗品費	材料や消耗品の購入等に要する経費 <u>※補助対象期間内分のみ対象となります</u>
	外注加工・評価分析費	外注加工及び評価分析に要する経費 ※情報システムや機械装置等の製作を外注する場合は、「機械装置費」としてください
	技術指導費	連携体以外からの外部の技術指導員・講師等に支払う謝金等
	認証取得費	事業化に必要な認証を取得するために必要なコンサルティング、翻訳、通訳等に係る経費
販路開拓に要する経費	連携体共同開発費	連携体を構成する企業・大学との <u>実証・評価</u> に係る経費 (委託契約・共同研究契約等) 【連携体共同開発費の内訳として認められる経費】 直接人件費(常勤の教職員等は対象外)、連携体間旅費、機械装置費、材料・消耗品費、外注加工・評価分析費、間接経費(大学・公設試験場等のみ契約額の30%以内で計上可) <u>※連携体は販路開拓に要する経費を計上することはできません</u>
	展示会出展費	展示会に出展する場合に必要な、出展料、ブース装飾費、保険料、運送料等
	通訳・翻訳料	通訳または翻訳を依頼する場合に支払われる経費
	印刷・製本費	展示会出展等販路開拓を行う場合に配布するパンフレット・ポスター等を作成するために支払われる経費
	広告宣伝費	広告媒体等を活用する場合の費用
	商品企画費	デザイン開発、販促イベント等の企画・コンサルティングなどに要する経費

(2) 補助対象外となる経費について

次のいずれかに該当する経費については原則、補助対象経費とはなりません

- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 証拠資料等によって支払金額が確認できない経費
→ 原則、振込による支払済の証拠書類が必要であり、特に相殺、手形決済は不可です。
- ・ 発注から支払い完了まで同一年度の補助事業期間内で完結していない費用
- ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ・ 補助金申請書作成に係る人件費
- ・ 連携体の拠点以外を目的地とする旅費
- ・ 補助対象事業以外の用務が含まれる旅費
- ・ 実証、評価のためではなく新たな研究開発のために購入する機械装置費
- ・ 顧問契約としての技術指導費
- ・ メール、電話、オンライン等、現地での指導を伴わない技術指導費
- ・ 特許庁など日本の行政庁に納入される出願手数料等
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 振込等手数料（代引手数料含む）
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税額等）
- ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機等の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用など）
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

<補助対象期間と直接人件費に関する注意>

勤務日と支払日の両方が、同一年度の補助対象期間内である必要があります。

例) 9月1日事業開始で 給与の支払いが月末締め→翌月払い の場合

補助対象可否	勤務日	支払日
×	R3.8.1~R3.8.31 ×	R3.9.21
○	R3.9.1~R3.9.30	R3.10.21
○	R4.1.1~R4.1.31	R4.2.21
○	R4.2.1~R4.2.28	R4.3.21
×	R4.3.1~R4.3.31 ×	R4.4.21
○	R4.4.1~R4.4.30	R4.5.21

(3) 補助対象経費に関する注意事項

- ・ (1) の項目に該当する支出の場合でも補助対象経費として認められない場合がありますので、事前にご相談ください。
- ・ 実績報告時には、以下の表に示す証拠書類を求めます。なお、連携体に対しても、「コア企業」と同等の証拠書類の提出を求めます。

直接人件費	「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」、 「賃金台帳等」、「就業規則」、「作業日報」、「出勤簿」、 「支払証明書（振込控又は振込処理済通知書、当座勘定照合表等）」 「会社カレンダー」、「テレワーク就業規定（対象者がいる場合）」	
連携体間旅費	「旅費規定等内規」、「出張伺い・出張命令」、「旅費計算書」、 「駅すばあと等経路確認ができる書類」、「飛行機利用の 場合は領収書及び搭乗券半券」「出張報告書・復命書」、 「出張精算書（振込控又は振込処理済通知書、当座勘定照合表等）」 ※現金手渡しの場合は「総勘定元帳（現金）の写し」	
上記以外の 支払い	「見積書」（原則、税抜単価50万円以上の場合は2者の見積書、もし くは選定理由書）「発注書」、「納品書」、「請求書」、「支払証明 書（振込控又は振込処理済通知書、当座勘定照合表等）」	
その他特に必要 となるもの	機械装置費	税抜単価50万円以上の物品の場合はその写真、 取得財産等管理台帳
	材料・消耗品費	消耗品使用簿(補助対象期間内に使い切ったこと を確認できるもの)
	技術指導費	技術指導契約書又は見積書又は社内規程等金額 のわかるもの、指導報告書
	連携体共同開発費	共同研究契約書・連携体実績報告書
	販路開拓に要する 経費	パンフレット、ポスター等の販路開拓の内容が わかるもの

5 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

令和3年4月12日（月）から令和3年5月28日（金）午後4時（必着）

※期間中、石川県産業創出支援機構もしくは県産業政策課にて、記入方法等に関する個別の相談を承ります（予約制）。募集期間終了直前は混み合いますので、お早めのご相談をおすすめ致します。

※事業計画書の提出は、直接持参または郵便に限ります（FAX、電子メールでの提出はできません）。

※事業計画書の様式は、石川県産業創出支援機構のホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.isico.or.jp/site/shinseihin/jisedaifund-jigyoka.html>

(2) 提出物

以下の資料を1部ずつ提出してください。必要書類が揃っていない場合は、審査対象とならない場合があります。

①「事業計画書（別記様式）」

A4片面・カラー印刷、事業計画書の表紙に「代表者印」を捺印のうえ、必ず別紙1～7ならびに提出書類チェックシートのすべての書類（別紙7のみ任意提出）を添付してください。

②「申請者及び連携体の決算書（直近2カ年分）」

貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細、製造原価明細、株主資本等変動計算書 が必要です。

（連携体も同様に必要となります（ただし製造原価明細は不要です）。

大学、公的試験研究機関の場合は不要です。個人事業主の方は②に替えて直近2カ年分の確定申告書の写しを提出してください。創業間もないため決算書類がない場合は、②に替えて履歴事項全部証明書をご提出ください。）

③「経営革新計画の認定書の写し」（任意）

応募申請時に有効な経営革新計画の認定を受けている事業者（申請中を含む）は、加点の対象となる場合があります。

（3）提出先及び問い合わせ先

相談窓口・提出先	相談	提出
(公財) 石川県産業創出支援機構 プロジェクト推進部 次世代産業支援課 担当：牧野、姫野、高橋 〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館2F TEL:076-267-6291 FAX:076-268-1322	窓口（予約 推奨）又は 電話	持参又は 郵送
石川県商工労働部産業政策課次世代産業創造グループ 担当：鷹合（たかごう）、大家 TEL:076-225-1513	窓口（予約 推奨）又は 電話	

6 事業の選定について

以下の審査方法により、事業を選定します。

（1）審査方法

- ・提案案件は、外部有識者等が審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。
- ・提案書の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・採択案件の決定後、すべての申請者に対し、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。
- ・審査経過に関する問い合わせには一切応じられません。
- ・なお、採択された場合でも、予算の都合等により申請額よりも減額される場合があります。

(2) 審査基準

事業化計画	① これまでに取り組んだ研究開発内容の新規性、独創性又は革新性 【別紙4の1(1)】 本事業の技術内容が新規性、独創性または革新性に優れていること。
	② 事業化のための課題と解決方法及びその具体的実施内容 【別紙4の1(3)】 事業化のために、評価・実証すべき課題が明確に抽出されており、スケジュール、体制・役割など、全体が適切であり、整合性が図られていること。
	③ 製品化の見通しの明確性 【別紙4の1(2)】 本事業により製品化する製品(名称、規格、機能等)について、競合製品に比べ价格的・性能的に優れていること。
	④ 想定する市場の現状及び今後、市場ニーズ(川下企業、ターゲット顧客)の妥当性 【別紙4の3】 想定されるユーザー・予想市場規模・市場占有率(予測)等が妥当であり、市場ニーズ(川下企業、ターゲット顧客)を反映していること。
	⑤ 事業化計画の妥当性 【別紙4の3】 製品の企画、販売促進戦略、知財戦略、販売先・川下企業等の事業化体制の役割分担・スケジュールが明確であること。また、速やかな製品化・事業化が見込まれること。
波及効果	① 地域経済への波及効果 【別紙4の4(1)】 提案された事業が、ごく限られた企業等にのみ効果をもたらすものではなく、地域産業の発展に資する計画であるか。
	② SDGsへの取組み 【別紙4の4(2)】 提案された事業が、SDGs「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」達成に貢献するものであるか。

今回の評価・実証に係る事業内容が下記の①または②のいずれかに該当する場合には、審査時に加点することがあります。

- ① 「いしかわ次世代産業創造ファンド事業」で過去に採択された事業に関連する事業内容
- ② 石川県産業創出支援機構が事業管理機関(管理法人)となって戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)に採択された事業に関連する事業内容

(3) 補助金の交付について

- ・採択決定後、当該年度に係る交付申請書を提出いただき、予算について確認した上で、交付決定となり、補助事業に着手することができます。

- ・当該年度3月末もしくは事業終了日に、補助対象事業の成果、ならびに支出ごとに発注から支払までの書類を揃えた上で、補助金の実績報告書を提出いただき、精算払となります。

7 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

(1) 事業化状況等の報告

補助事業終了後5年間、事業化等の状況について、別途指定する様式に従って報告書を提出していただきます。

(2) 補助事業の変更等

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(3) 書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(4) 事業により取得した機械の管理等 ※(4)は連携体構成企業等も該当します

取得財産のうち、税抜単価50万円以上の機械等の財産又は効用の増加した財産(処分制限財産)は、処分制限期間内に取得財産を処分(①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、廃棄、交換、貸し付け、②担保に供する等)しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。

(5) 検査

事業期間中の進捗状況確認及び事業終了後の確定検査のため、石川県産業創出支援機構が実地検査に入ることがあります。

(6) 収益納付

本事業による事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について納付を求めることがあります。

<スケジュール（予定）>

令和3年9月採択、最大1年間事業を実施する場合のスケジュール例を示します

年度	日付	実施内容
R3年度	R3.4.12~5.28	【申請企業→ISICO】事業計画書を提出
	R3.6~8月	【ISICO】審査
	R3.9.xx	採択後、①【申請企業→ISICO】交付申請書送付 →②【ISICO→申請企業】交付決定通知送付 ※すべての採択企業の交付申請日、交付決定日は 同一日付となります。採択時にお伝えします。
	事業期間中	【ISICO→申請企業】進捗状況を確認
	R4.3.31	③【申請企業→ISICO】実績報告書送付 →④【ISICO→申請企業】補助金額の確定通知送付
	R4.4月中	⑤【申請企業→ISICO】精算払請求書送付 →⑥【ISICO】申請企業の指定口座に支払い
	R4年度	R4.4.1
事業期間中		【ISICO→申請企業】進捗状況を現地で確認
R4.8.xx		③【申請企業→ISICO】実績報告書送付 →④【ISICO→申請企業】補助金額の確定通知送付
R4.9月中		⑤【申請企業→ISICO】精算払請求書送付 →⑥【ISICO】申請企業の指定口座に支払い
R5~ R9年度	毎年度1回程度	【申請者】事業化状況報告